

子どもに必要な 居場所を考える

～2年間の校内別室支援事業を通して～

NPO 法人子どもの権利オンブズパーソンながさき

令和4年度 独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業

「不登校児童生徒支援における学校内別室への支援員派遣事業」



はじめに

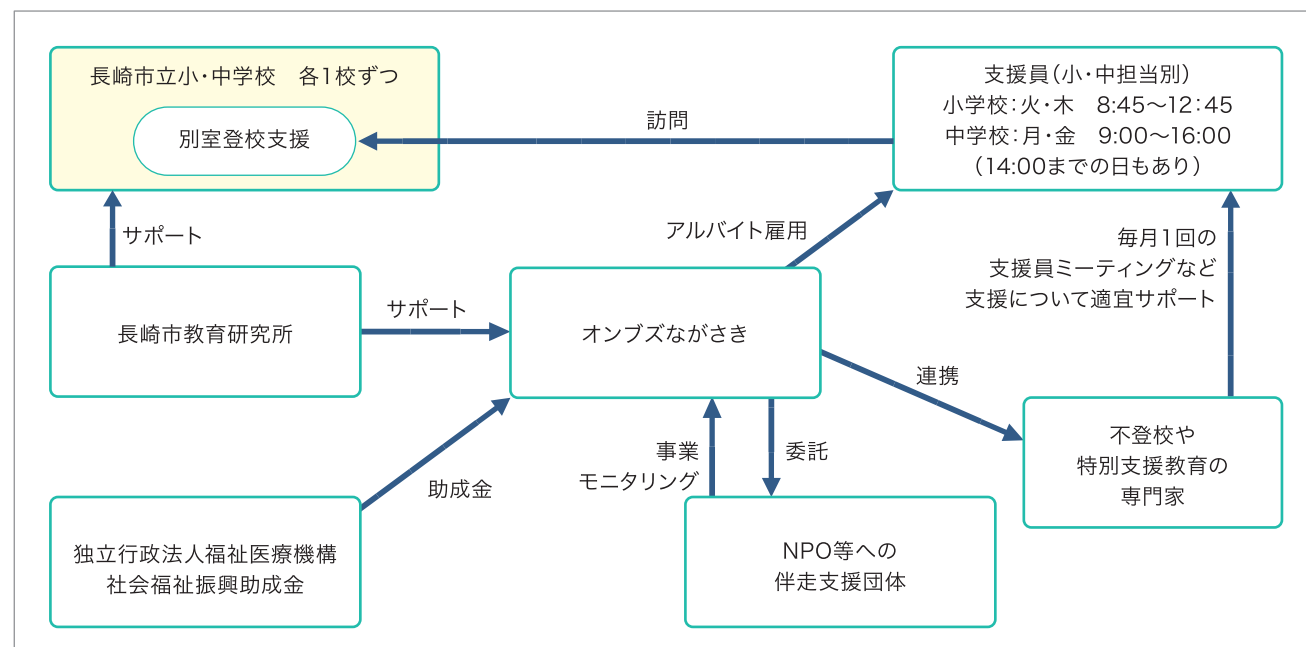
事業をはじめたのは、相談事業の中で子ども本人や保護者から「別室では静かに自習してるだけ」「別室などの利用を学校に尋ねたが人を配置することができず難しいと言われた」と聞いたことがきっかけでした。学校はどのように別室を活用していて、そもそも必要な場所なのか。調査をしてみたいと考え長崎市教育研究所へ外向き話をする中で、直接学校へ出向いて別室を必要とする子どもたちと関わってみるという今の事業へ形を変えていきました。

このガイドブックには、2年間の試行錯誤から抽出した「校内別室や別室支援員の役割とは何か」を、私たちの実践を元に記載しました。決して“これが正しい”というものではありません。私たちの取り組みもひとつの参考にしていただきながら、これからのことを一緒に考えていく機会になればと思っています。事業実施においてご協力くださった長崎市教育研究所、実践先学校の先生方、そして何より不馴れな支援員に付き合ってくださいました児童生徒の皆様、貴重な機会を本当にありがとうございました。

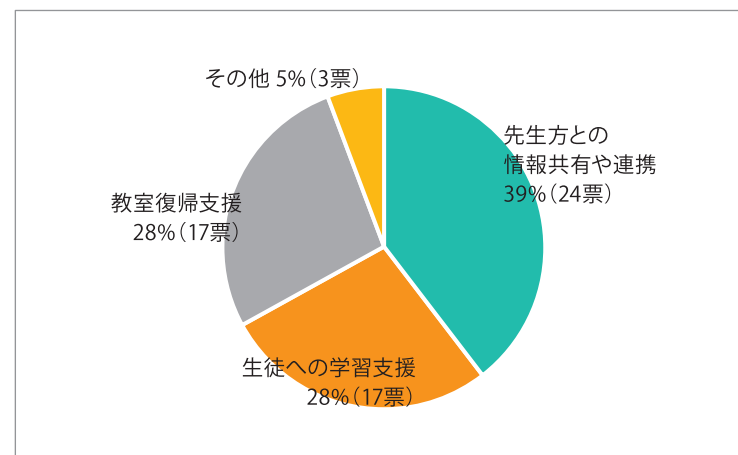
NPO法人子どもの権利オンブズパーソンながさき 代表理事 古豊慶彦

学校内別室への支援員派遣事業について

当団体では2021、2022年度に長崎市立小・中学校各1校ずつに“別室支援員”を派遣し、様々な理由で教室へ入れない児童・生徒と関わる事業に取り組みました。事業は独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成金（令和3、4年度）を頂き、人件費など予算はすべて助成金から支出しました。



また、2022年12月に支援員についてのアンケートを派遣先学校教員に対して実施（回答数50）し、「別室に支援員が入ることについて」という項目では、「必要だと感じた」という回答が94%を占めました。「支援員の課題について（複数回答）」では、「先生方との情報共有や連携」が39%と一番多く、【右図】別室利用をする児童生徒との関わりだけではなく、先生方との情報共有の時間をどのように確保するのが課題のひとつとなっています。



別室支援員について

別室支援員は子どもの権利を理解し、意見や意思を尊重できる人に担ってほしいと考え、4回の養成講座を設け、受講していただいた後、対面での面接を経てお願いしました。子どもの意見・意思の尊重とは“子どもの言った通りにする”ということとは違い、子どもの言動にはすべて意味があると捉え、その言動の意味を子どもとの対話やその表現から感じ、その上でどのように過ごすことを望んでいるのか丁寧に聴き、実現に向けて子どもと一緒に考えていくということです。

そのために別室支援員に求められるのは、“**学校のカリキュラムに縛られずに動ける環境**”と“**親でも先生でも友達でもない関係性**”です。



専門家との連携

この事業では、別室での支援、支援員のサポートなどについて、2名の専門家と連携し、取り組みました。

- 広木 克行 氏（神戸大学名誉教授）【専門】不登校問題に関する研究
- 石川 衣紀 氏（長崎大学教育学部准教授）【専門】特別ニーズ教育に関する研究

私たちが考える別室や別室支援員の役割

不登校はどの子にも起こり得るものであり、個々の状況に応じた支援を行う必要があります。また、不登校になってからだけではなく、その兆候がある早期段階においての支援も重要で、「学校には行けるが教室には入りづらい児童生徒や一旦不登校になったものの学校に戻りたいと思っている児童生徒については、学校での居場所として、校内の別室を利用した指導支援が有効な場合がある」とされています（不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～不登校に関する調査研究協力者会議令和4年6月）。校内別室や別室支援員の存在は不登校の子どもだけではなく、在籍するすべての子どもにとって必要な役割を持てると考えています。

登校できていても

- ・ 様々な要因により登校意欲が低下する可能性
→ 不登校はどの子にも起こりうる
- ・ 個別対応の必要を感じる子ども
- ・ クールダウンや集団から離れる時間を保障することで、安心して学校生活を送れる子ども

登校できるが教室に入れない

- ・ 教室生活への抵抗感が強い子ども
- ・ 特定の授業に出席できない子ども
- ・ 家庭や学校以外の選択肢を持てない子ども

登校できない

- ・ 学校内の教室以外の場所を提案しながら学校復帰を促すことができる
→ 提案できる選択肢の増加



小学校での 実践 について

小学校での実践の特徴

- ・ 支援に入った学校には名前の付いた別室はなく、別の用途で活用している部屋を拠点として使用している
- ・ 支援員は学校内を巡回し、関わる頻度の高い児童を見回ったり、授業時間中に教室外へ出ている児童への声かけを行う
- ・ 登校した後来室し、別室で1日過ごす場合は、学習の他、雑談や折り紙などをして過ごす
- ・ 一時的な利用の場合は「何校時に教室に戻るか」を児童と確認して、担任の許可を得て関わる
- ・ その日の終わりに関わった生徒や何をして過ごしたかななどを日誌に記入し提出

時間をおいたり 環境を変えられることができると…

同級生とのトラブルや、家庭での出来事により、授業に集中できない時がある。



絵を描く、折り紙などで対話の機会をつくる

できることを一緒に取り組み、クールダウン

少しの時間集団から離れ、クールダウンする時間を確保できる。

教室に居られない時でも “安心感”のある学校！

教室にすることが難しい時に、校内をウロウロすることがある。

物理的なスペースを確保し、わかりやすくする

関わりははじめのうちは無理して別室に誘導しようとせず、廊下や踊り場などで過ごすことも多い

教室にいられない時でも行ける場所があることで、うろつきにくくなる。

休養の必要性は 法律にも明記されています

「別室は遊んで過ごせるから教室より楽」「別室は甘え」という認識を持っていませんか？



POINT！

子どもの“今の状態”を尊重するところから始めよう！！

そのような認識を持って関わると、子どもは「別室に来る自分はダメなんだ」と、その時の状況に関係なく自己否定を強める可能性があるので注意が必要です。

※あくまでも当団体がこの事業内において取り組んだ実践です

専門家と考える



支援員

例えば…

授業を抜けて校内をウロウロする傾向があり、よく廊下や階段の踊り場で出会うことが多いAさんは、国語と算数は特別支援クラスで学び、その他は通常クラスで学んでいます。時々言っていることがよくわからないなど言語でのコミュニケーションがとれない時もありましたが、一緒に過ごすうえでは特に問題はありませんでした。ただ、「次の授業に行く」や「教室や特支クラスに戻る」など、Aさんが（恐らく）抵抗したい提案をこちらがしたときには、無言になり、支援員に対して足元にまとわりつく、背中に乗ろうとするなど、必要以上に身体接触しようとしてくる傾向がありました。そのような時、支援員は無言で一緒に過ごし、時間が経って少し落ち着いた時に「この後どこで過ごすか」という行き先の選択肢を羅列して提案すると、首を振ったりして反応するようになりました。段々「嫌だ」ということを首振りや言語で示すようになり、授業を抜けた時には廊下などでウロウロせずに自ら別室へ来るようになりました。



専門家

『子どもを守る港があること』

別室は、そこを訪れる子どもにとって「港」のような役割として存在しているといえます。教室にすることに不安や葛藤、緊張を感じている子どもは、そのことで心のエネルギーをすぐに使い果たしてしまい、枯渇している状態にあります。別室は、力をふりしぼって登校してきた子どもがふっと力を抜いて自分らしさを取り戻すことができるための場所であり、それが学校外ではなく学校内で認められているということが大切です。小学校の実践でいえば、「行ける場所があることでうろつきにくくなる」という子どものポジティブな変化に示されているように、行き場のない思いを受け止めてもらう経験との出会いがとても重要だといえます。

「別室の利用を認めると、それが癖になって教室に戻れなくなってしまうのでは」という声も聞かれます。しかしそうした見方には、「子ども本人の視点・意見」が不在ではないでしょうか。子どもが「いま・ここ」で一番求めているものが教室ではない場所での充電であるならば、まずはそのエネルギーが少しずつでも回復していくことが何よりも大切です。またそのようにして別室という「港」で安心して過ごした経験は、その後の航海すなわち学校生活や卒業後の人生を、しなやかに支えてくれる土台にもなり得るのです。

ではどのくらいの時間が別室で必要なのでしょうか。それはまさに子どもによって多様です。だからこそ、子ども一人ひとりの気持ち・視点・タイミングと一緒に確認しながら「待つ」ことのできる学校づくりと、それを実現する行政支援が求められています。

石川 衣紀（長崎大学教育学部准教授）

中学校での実践について

中学校での実践の特徴

- ・ 学校に校内別室がすでにあり、利用している生徒もいた
- ・ 校内別室の運営や対応について記した文書には、支援員が来る日はSSTを中心とした活動を重視することが記されている
- ・ 別室では配布PCを使用しての学習の他に、トランプなど様々なツールでコミュニケーションをとりながら過ごす
- ・ 支援員も別室で一緒に給食を食べる
- ・ 別室内に“何時に登校したか”“今日の予定”などを記入するボードがあり、生徒が自ら記入する
- ・ その日の終わりに関わった生徒や何をして過ごしたかななどを日誌に記入し提出

安心して交流できる機会づくり

不登校傾向があるが、教室以外であれば落ち着いて過ごすことができる。



様々なツールを使って支援員や他の生徒との交流を図る

パズルなど継続性があり、ひとりで集中できるようなツールも有効

家庭内のみで生活するのではなく、外出と交流を行うことができる。

個々の状況に合わせてこそ居場所として機能する！

学校復帰へのステップとして、教室以外の居場所も用意しつつ対応したい。

別室には職員室や学級の横を通らなくても行けるようにする

出ると決めた授業に出られなかったなど、その時の生徒の状況に合わせて支援員は対応する

基本的に別室で過ごし、出席できそうな科目から教室への挑戦ができる。

様々な経験からおとなに不信感を持つ子どもは少なくありません

「別室に行ってもどうせ『給食は教室に行こうか』『1時間いれたならもう1時間頑張ってみようか』と言われ、断りにくくて別室へも行きづらい」という声は多い。



POINT！

約束は**おとな主導**ではなく**子ども主導**で！！

不登校の子どもにとって、教室復帰は学校復帰と同様、もしくはそれ以上の高いハードルであるという認識を持ち、教室復帰を前提としない関わりや環境が求められる。

※あくまでも当団体がこの事業内において取り組んだ実践です

専門家と考える



支援員

例えば…

友人関係で躓きがあり別室登校しているBさん。休日に遊びに行く計画をたてる時、はじめのうちは別室の仲間と遊ぶというより、支援員と一緒に遊べる日に設定しようとする傾向がありました。同世代との交友関係の構築に難しさを感じていたのかもしれないし、自分の意見を否定しない支援員との関係が心地よかったのかもしれませんが、支援員は、Bさんが支援員との関係の構築をもとにして、同世代との関わりへ一歩を踏み出せたらいいと考え、同世代との時間を優先できるような言葉かけや、支援員が「予定がある」という状況では断るなど、安心の中で「断られてもまた誘えばいいや」と思えるような接し方を心掛けました。Bさんは段々生徒同士で遊びに行くことができるようになり、進学先での新しい人間関係を楽しみにしているようで、前向きな気持ちを話してくれることが増えました。



専門家

『学校内に別室があり支援員がいることの意味』

校内に別室があると、不登校状態から抜け出す時期にありながら教室にはまだ戻れない生徒や、不安や葛藤が強まって教室に居続けるのが難しい生徒たちが安心して過ごせる居場所として選ぶ場合が少なくありません。校内の別室は家庭でも教室でもない場所ですが、学校に居続けられているためにそれまで経験したことのない安心感が味わえる場所だからです。それに別室には支援員がいて黙っていることもOKですし、話をすれば言葉を挟まずに聞いてくれます。もちろん必要ならば勉強を見てもらうこともできます。

ある中学生はクラスでの人間関係に息苦しさを感じていた上に、受験期を迎えて家庭でも親からの期待や進路への不安から息抜きが出来ない状況にあったようです。でもその辛さや不安の気持ちをじっくり聴いて貰える別室が校内にあったために、緊張から解放される居場所を求めて別室登校が続いています。それは別室が本人にとっても親にとっても安心できる重要な環境になっているケースと言えます。

別室にいる支援員はケアの研修を受けていますので、生徒の自発性を重んじて自ら動き自ら語り出すまで待つことの大切さを良く知っています。そして生徒が自ら語り出したらそれにしっかり耳を傾け、簡単なスポーツや遊びを求めたときには出来るだけそれに応えるようにしています。生徒に助言したり指導したりすることはできるだけ控えるようにしています。それはラポール（信頼関係）の形成を重視しているからです。緊張しやすく過敏状態にある生徒との関係づくりにとってそれが非常に有効であることが分かっているからです。

生徒たちには友だちと一緒に遊び、勉強をしたい気持ちがあるので、別室で落ち着いてくるとやがて出席できそうな授業から参加し始めます。ですから支援員は生徒を教室に戻すことを目的にして関わることはありません。心が落ち着くとほとんどの生徒が自ら教室に戻ることを知っているからです。

広木 克行（神戸大学名誉教授）

NPO法人 子どもの権利オンブズパーソンながさき

子どもに必要な居場所を考える

～2年間の校内別室支援事業を通して～

2023年3月発行

編集・発行／NPO法人子どもの権利オンブズパーソンながさき（代表理事 古豊慶彦）

デザイン／猿木しほ

【法人所在地】

〒850-0057 長崎県長崎市大黒町4-26-302(NPO法人長崎県子ども劇場連絡会内)

TEL:095-825-0533／FAX:095-825-6151

ホームページ:<http://komb-nagasaki.sakura.ne.jp/>

メールアドレス:komb.nagasaki@gmail.com

相談専用電話:080-3187-9156

相談時間:水曜日11時～19時 木曜日18時～21時 土曜日14時～18時

※上記時間のみ相談電話がつながります

この事業の事業報告を当法人のYouTubeチャンネルにて公開しています。

右下のQRコードからご覧いただけます。



ホームページ



Youtube